

長寿医療制度

(後期高齢者医療制度)

平成21年度の保険料軽減の一部変更について

昨年度に引き続き 7割軽減該当者を 8.5割軽減へ

広報4月号において保険料の計算方法を掲載しましたが、このたび政府は、保険料の軽減のうち、均等割の「7割軽減」対象の方を昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更することを決めましたので、お知らせします。

均等割額

軽減なし
【一人当たりの額】
43,143円

7割軽減
【一人当たりの額】
12,942円

8.5割軽減
【一人当たりの額】
6,300円

通常

21年度に限り

対象となる方

加入者と世帯主の軽減判定の所得の合計額が33万円以下の方で保険料のうち均等割の額が7割軽減に該当する方

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知いたしますので、改めて手続きをいただく必要はありません。

① 均等割の軽減

所得に応じて、均等割 43,143円が次の例のとおり軽減されます。

(軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。)

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円 + (24万5千円 × 世帯主以外の加入者数) ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入 168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方

$$168\text{万円} - 120\text{万円} - 15\text{万円} = 33\text{万円} \rightarrow 8.5\text{割軽減該当}$$

年金収入 公的年金等控除 特別控除額 軽減判定の所得

特別控除額

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

平成21年度の保険料の軽減について
所得に応じて保険料が軽減されます

保険料の減免について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合があります。

健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。

自分の健康状態を知り生活習慣を見直すために自覚症状がなくても、年1回の健康診査をすすんで受けて健康管理に努めましょう。

新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご使用いただいている保

険証(被保険者証)は、平成21年7月31日をもって有効期限が満了となりますので、8月以降はご使用ができなくなります。

7月中にお手元へ新しい保険証(被保険者証)をお送りしますので、届いた時点から、そちらをお使いください。

ご注意ください!

市町村職員等を装い、保険証(被保険者証)を詐取するといった事案が発生しておりますので、十分ご注意ください。

申告はお済みですか?

所得のない場合でも申告(住民税申告又は所得税の確定申告)をしなければなりません。

申告をしないと保険料や病院等への受診時における医療費の自己負担額などに影響する場合がありますので、必ず申告を済ませましょう。

問合せ

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
☎011-290-5601

赤平市役所市民生活課

・保険料について
国保賦課徴収係
・保険証、健康診査について
医療保険係
☎32-2214

納期限内のお支払いへの協力を

よろしくお願ひします。

保険料は、長寿医療制度(後期高齢者医療制度)を支える大切な財源です。

② 所得割の軽減 ～加入者個人の所得で判定します～

前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減されます。

例) 年金収入180万円の場合

*軽減判定⇒180万円-120万円(公的年金等控除)-33万円(基礎控除)=27万円
<軽減に該当>

*所得割⇒27万円×9.63%×5割=13,000円

③ 被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。



※被用者保険の被扶養者であった方の保険料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額が変わります。

被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。

市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。